

仕事中・通勤途中のケガで 健康保険は使えません

病気やケガで治療を受けるとき、いつでも健康保険が使えるように思われがちですが、仕事中や通勤途中にケガをしたときは、健康保険ではなく「労災保険」の療養（補償）給付の取り扱いになります。このような場合は、できるだけ労災指定病院で受診し、ケガの原因を申し出て、労災保険で治療を受けるようにしましょう。

※パートやアルバイトをしている被扶養者の方も勤務先の労災保険の対象になります。

● 労災保険の対象となるのはこんな場合 ●

仕事中（業務災害）



会社・施設の管理不備によるケガ／出張中や出張途中のケガ／社外での仕事中のケガ／業務命令で参加した行事中のケガなど

※就業時間内、出張中であっても私的行為によるものは業務災害にならない場合があります。

通勤途中（通勤災害）



帰宅経路にあるスーパーなどに寄った後の帰り道でのケガなど

※通勤途中に立ち寄った際のケガなど日常生活上必要でない場合は、通勤経路からの逸脱・中断となるので「通勤災害」とはなりません。

上記の例はめやすです。実際に業務災害・通勤災害に該当するかどうかは個々のケースに応じて異なります。

業務災害・通勤災害に該当する場合、労災指定病院を受診すれば、労災保険の療養の給付が受けられ、原則、自己負担はありません（通勤災害の場合は、初診時のみ200円負担）。

一般の病院で健康保険で受診してしまったときは？

すみやかに事業所の担当者に申し出て、労災保険への変更手続きを行ってください。また、健康保険組合（給付課）にもご連絡をお願いいたします。

労災保険（業務災害・通勤災害）の対象になるかどうかは、最寄りの労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

また、右記ホームページもご参照ください。

（財）労災保険情報センター <https://www.rousai-ric.or.jp/>